

対中共並びに韓国漁業問題についての質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和二十九年四月十二日

青山正一

参議院議長 河井彌八殿

八、中共では、青島方面の漁船二隻と乗組員二十五人とが釈放せられ、次いで一二隻の漁船が釈放せられるのではないかと伝えられているが、その真相を確認する方法はないか。

九、中共港湾に出入する日本商船に拿捕を見ないのは、事前の打合わせがあつた如き特殊の事情があるためとしても、中共本土から遠い公海上に行動する漁船が、常に拿捕の対象となつてゐるのは不可解である。機密の保持その他の関係から漁船の行動につき何等かの誤解をもつてゐるのではないか。

十、中共、韓国方面の公海に行動する漁船の安全確保につき、現に採られ又今後採られんとする対策は如何なるものか。

十一、ジュネーブにおいて開かれる極東平和會議は、本件解決の契機を作り得る絶好の機会と信ずるが、政府はこれに参加せざる場合においても、オブザーバーを派遣して、積極的に利用すべきではないか。

十二、中共並びに韓国の相次ぐ不法行為により、わが関係業者の受けた損害は甚大なものがあると考え、これに対する補償その他の救済につき、如何なる対策が準備せられていたか。

以上の各項目は、わが漁業界にとつて、何れも緊急な問題であるから、この機会において、政府の所見につき、具体的にして詳細なる明示を切望するものである。